別記１ 訓練の実施要領

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 消火訓練の実施要領 | 実施項目 | 実 施 内 容 |
| 想　　定 | 出火階、出火場所、燃焼物、延焼範囲等災害の程度を決める。 |
| (1) 操　　作 | (1)　消火器、三角バケツ、消火砂等の搬送、消火活動の操作を行う。(2)　屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備で消火活動の操作を行う。(3)　ダクト消火装置等の起動方法の確認操作、取扱い要領について確認を行う。(4)　移動式消火設備の起動方法の確認操作、ホースリールの操作を行う。(5)　固定式消火設備の起動方法の確認操作、取扱い要領について確認を行う。(6) 固定式消火設備の放出区画、防護区画の形成、排出装置の操作要領について確認操作を行う。(7)　スプリンクラー設備、泡消火設備の制御弁、末端試験弁等の開閉操作、取扱い要領について確認操作を行う。※ 自衛消防隊員の技術の程度に合わせたものとする。 |
| (2) 放水、放射 | (1)　消火器具、屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプにより放水操法を行う。(2)　１以外の消火設備は、点検時期等に放射と合わせ防護区画の形成、排出装置の機能を確認する。(3)　オイルパン、クリブ、てんぷら鍋等火災モデルにより消火体験を行う。※ 特定防火対象物では、年１回以上実施する。 |
| (3) 操　　法 | (1)　屋内消火栓操法を習得する。（一人操法、二人操法、三人操法）(2)　動力消防ポンプ操法を習得する。 |
| (4) 防火区画の形成 | 安全防護訓練と合わせて行う場合には、消火活動の想定に応じて防火戸、防火シャッターの閉鎖、防煙たれ壁の操作を行う。 |
| 通報訓練の実施要領 | 実施項目 | 実 施 内 容 |
| 想　　定 | (1)　火災、救助、救急等の災害種別を決める。(2)　発生場所、燃焼物、燃焼範囲の災害の程度を決める。(3)　けが人、避難を要する者の数を決める。 |
| (1) 火災発生時の措置 | (1)　その場で災害の発生を周囲の者に知らせる。(2)　火災の場合、非常ベルの起動装置、自動火災報知設備の発信機等を押す。(3)　防災センター、自衛消防隊長等に災害発生の場所、程度の状況を連絡する。 |
| (2) 消防機関への通報 | (1)　消防機関へ通報する。（通報内容）・災害の種別・防火対象物の所在・防火対象物及び事業所の名称、目標・災害の発生場所、燃焼物・けが人、避難を要する者の有無(2)　通報には、送り手と受け手を決め、次の装置等を使用する。・内線電話、加入電話・内線電話相互・訓練用通報装置・火災通報装置(3)　１１９番回線による通報は、あらかじめ消防署の了解をとって行う。 |
| (3) 館内への連絡 | (1)　館内の自衛消防隊員に災害発生の場所、程度の状況を連絡する。・必要により現場確認の前と後の情報に区分する。・必要により暗号、隠語を使用する。1. 連絡、伝達には次の装置等を使用する。

・メガホン、携帯用拡声器・非常放送設備・自動火災報知設備 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | ・業務用放送設備、インターホン・内線電話 |
| 避難訓練の実施要領 | 実施項目 | 実 施 内 容 |
| 想　　定 | (1)　火災、地震の災害を決める。(2)　発生場所、避難経路、使用する階段を決める。(3)　けが人、避難を要する者の数を決める。 |
| (1) 避難の指示 | (1)　放送設備、非常ベル、自動火災報知設備で避難開始の指示を伝える。放送設備、インターホン等で災害の内容と避難経路、使用する階段を具体的に指示する。 |
| (1) 避難の指示 | (1)　次の場所に誘導員の配置を行う。・階段入口付近・通路角・エレベーター付近・エスカレーター付近・避難場所(2)　メガホン、携帯拡声器、旗等を活用する。 |
| (2) 誘導員の配置 | (1)　開錠の操作を行い、非常口を開放する。(2)　エレベーター、エスカレーターの使用禁止を周知する。・必要に応じてエレベーター、エスカレーターの停止操作、非常用エレベーターの消防運転を行う。(3)　防火区画、防煙区画、排煙区画の形成の確認操作を行う。・必要に応じて区画の形成、排煙の操作を行う。(4)　避難障害物の除去等避難路の確保を行う。 |
| (3) 非常口の開放、避難路の確保 | (1)　避難を誘導する。(2)　メガホン、携帯拡声器、旗等を活用し、先導する。(3)　介助を要する者の搬送を行う。 |
| (5) 避難の確認 | (1)　逃げ遅れ者の有無、避難した者の状態確認を行う。・けが人の受傷程度、人数の状況を調べる。(2)　必要に応じて救護所の設置、応急措置を行う。(3)　状況を自衛消防隊本部に連絡する。 |
| (6) 避難器具等の設置 | (1)　避難器具等の設定を行う。(2)　避難器具等を使用した避難を行う場合は、事前の安全確認を行う。 |
| 安全防護訓練の実施要領 | 実施項目 | 実 施 内 容 |
| 想　　定 | 出火場所、延焼範囲を決める。 |
| (1) 操　　作 | (1)　防火戸の開閉操作を行う。・出火室の開口部の閉鎖を行う。・階段室、廊下等の防火戸を閉鎖する。・開閉操作により閉鎖度合いを確認する。(2)　防火シャッターの開閉操作を行う。・開閉操作により閉鎖度合いを確認する。(3)　防煙たれ壁の降下操作を行う。(4)　防災センター等から遠隔操作を行う。 |
| (2) 排煙区画の設定 | (1)　排煙区画を決め、必要な区画の排煙操作を行う。・自然排煙・排煙機の作動を確認する。(2)　防災センター等から遠隔操作を行う。 |
| (3) 空調設備の停止 | 火災、煙を拡散させないための空調の停止操作を行う。 |
| (4) 特殊な物品に対する応急措置 | 危険物、放射性物質、各種ガス、独・劇物等の流出、爆発、飛散した場合や延焼のおそれがある場合を仮定し、計画された応急措置を行う。 |
| (5)　防災センター等との連携 | 防災センター、中央管理室との連携、操作場所の在館者への周知を行う。 |
| 応急救護訓練の実施要領 | 実施項目 | 実 施 内 容 |
| (1) 応急手当て | (1)　受傷者の容態観察を習得する。・受傷部位の確認・症状の判断(2)　三角巾による包帯法を習得する。・受傷部位に応じた包帯法、骨折固定法(3)　止血法、心肺蘇生法を習得する。 |
| (2) 搬送要領 | (1)　担架による搬送要領を習得する。・乗せ方・運び方(2)　応急担架による搬送を習得する。・応急資材を用いた担架作成要領・搬送要領(3)　徒手による搬送要領を習得する。 |
| (3) 応急救護所の設置要領 | (1)　救護所の設定を行う。(2)　応急措置用器材の確認を行う。 |
| 地震想定訓練の実施要領 | 実施項目 | 実 施 内 容 |
| 想　　定 | 震度４以上の地震を仮定して、予想される被害を決める。 |
| (1) 出火防止措置 | 火気設備、器具の熱源遮断措置を行う。・ガスの元栓閉鎖・液体燃料供給の遮断・電源の遮断 |
| (2) 身体保護 | 落下物等から身体を守る措置を行う。 |
| (3) 危険物品に対する応急措置 | 危険物品の流出、漏えい防止の措置を行う。 |
| (4) 救出、救護措置 | (1)　什器等の転倒又は建物の倒壊により下敷きになった者や脱出できない者の救出要領を習得する。(2)　自己事業所で保有する救出のために活用できる鋸、バール等の資器材、破壊器具等を活用し逃げ遅れ者の救出措置を行う。(3)　救護所等を設置し、救出者の救護を行う。なお、救護内容については、応急救護訓練に準じて行う。 |
| (5) 指定場所への避難等 | (1)　指定場所への避難方法、経路等を確認する。・周囲の火災状況から延焼危険がある場合の指定場所への避難要領を習得する。(2)　避難者の受入れ体制を確認する。 |
| (6) 情報収集と伝達 | (1)　情報の収集及び提供を行う。・建物内、外の被害状況を把握し、その情報を建物内に周知する。・地震に関する正確な情報を把握する。(2)　防災センター、自衛消防隊長との連携及び自衛消防隊本部の任務を確認する。(3)　電話機、放送設備の機能停止による情報伝達の措置を行う。 |
|  | 実施項目 | 実 施 内 容 |
| 想　　定 | 出火場所、燃焼物件、延焼の程度と範囲を決める。(1)　部分訓練の消火、通報及び避難訓練の内容が一連の行動として構成できるようにする。(2)　地震にあっては、地震の程度、被害の程度を決める。(3)　救助事象にあっては、事故場所、事故の内容、けが人の数と程度を決める。(4)　避難を要する者、介助、救護を要する者は被害の程度に応じて決める |

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 発災場所の確認 | (1)　火災の発生は、次による。・旗又は灯火により現示する。・自動火災報知設備の発信機又は非常ベルの起動装置（起動ボタン）を押す。(2)　自動火災報知設備により火災を覚知した場合は、受信機の作動表示を確認した後、出火場所の確認を行う。(3)　放送設備、インターホン等により現場付近の者に確認の指示をするか又は受信機の設置場所等から現場確認に向かう。(4)　出火場所に到って、現場の状況を確認し、自衛消防隊長に報告する。 |
| (2) 消防機関への通報 | (1)　消防機関へ通報する。（通報内容）・災害種別・防火対象物の所在・防火対象物及び事業所の名称、目標・災害の発生場所、燃焼物・けが人、避難を要する者の有無(2)　通報には、送り手と受け手を決め、次の装置等を使用する。・内線電話、加入電話・訓練用通報装置・火災通報装置(3)　119番回線による通報は、あらかじめ消防署の了解をとって行う。 |
| (3) 館内への連絡 | (1)　館内の自衛消防隊員に災害発生の場所、程度の状況を連絡する。・必要により現場確認前と後の情報に区分する。・必要により暗号、隠語を使用する。(2)　連絡、伝言には次の装置等を使用する。・メガホン、携帯拡声器・非常ベル、自動式サイレン・非常放送設備・自動火災報知設備・業務用放送設備、インターホン・内線電話 |
| (4) 初期消火 | (1)　消火器具の搬送、消火活動の操作を行う。(2)　屋内消火栓設備、屋外消火栓設備又は動力消防ポンプで消火活動の操作を行う。(3)　その他設置されている消火設備、消火装置等の操作を行う。(4)　特殊消火設備は、起動装置、取扱いの確認操作を行う。※ 消火水、消火剤の放出は、一連の活動とは別に実施することでもよい。 |
| (5) 区画の形成 | (1)　初期消火後、出火室の扉、天窓を閉鎖する。(2)　防火戸・防火シャッターの閉鎖、防火区画の形成を手動又は遠隔操作して行う。(3)　エレベーター・エスカレーターの運転中止の確認操作を行う。(4)　防煙区画、排煙区画の形成を手動又は遠隔操作をして行う。・防煙垂れ壁、排煙口の操作・機械排煙の活用 |
| (6) 避難誘導 | (1)　避難行動及び避難経路、避難先等の指示を行う。(2)　非常口、避難路の確保を行う。(3)　階段入口、通路角など主要な避難経路、階段に誘導員の配置を行う。(4)　介助を要する者の搬送を行う。(5)　メガホン、携帯用拡声器、旗等を使用し避難誘導を行う。(6) エレベーター、エスカレーターの使用禁止、危険区域を周知する。(7)　逃げ遅れの有無、避難者の確認を行う。(8) 避難者の確認を行い、自衛消防隊本部に報告する。 |
| (7) 応急救護 | (1)　救護所を設定する。(2) 担架又は徒手により、けが人等を搬送する。(3)　受傷者の応急手当をする。(4)　措置した状況を自衛消防隊本部に報告する。 |

# 総合訓練の実施要領

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | (8) 指 揮 | (1)　隊本部、地区隊本部を設定する。(2)　指揮命令の伝達、情報の収集及び整理を行う。(3)　副防災センター、中央管理室その他所定部署との連絡、確認を行う。(4)　消防隊到着時の誘導、情報提供を行う。・災害状況・避難状況（けが人等を含む。）・活動状況・消防用設備等、機器の作動状況 |